

吸収分割に関する事後開示書面

(簡易吸収分割/略式吸収分割)

2024年7月1日

株式会社レスター

2024年7月1日

東京都港区港南二丁目10番9号
株式会社レスター
代表取締役 朝香 友治

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割株式会社／会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

(吸収分割承継株式会社／会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

株式会社レスター（以下「承継会社」といいます。）及び共信コミュニケーションズ四国株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2024年5月13日付吸収分割契約書（以下、「本件契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日付で、本件分割を実施いたしました。本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割、承継会社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易吸収分割となるため、両社の株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2024年7月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（差止請求手続）

分割会社の株主は承継会社のみであるため、会社法第784条の2の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

分割会社の唯一の株主で承継会社は、分割会社の特別支配会社（会社法第468条第1項）に該当するため、同法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項に従い、2024年5月20日付の官報及び日刊工業新聞の公告により、分割会社の債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - (1)会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（差止請求手続）

本件分割は簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による承継会社の株主による差止請求は認められておりません。
 - (2)会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施したため、同法第 797 条の規定による手続は行っておりません。
 - (3)会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、024 年 5 月 20 日付の官報及び電子公告により、承継会社の債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2024 年 7 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約の定めに従い、映像・音響に関する事業に係る権利義務の一部を承継いたしました。

5. 吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 7 月 4 日

6. その他吸収合併に関する重要な事項 該当事項はありません。

以上